

教職課程事務の概要・学び方について

1

有馬 美耶子

白百合女子大学

所在地:東京都調布市

教務部教務課

課長代理



元外資系IT企業

システムエンジニア

2

本日の予定

13:00～14:00 教職課程事務初任者の学び方

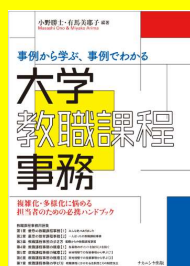
14:00～14:15 休憩

14:15～15:15 多様な学びの一例

15:15～15:30 休憩

3

本書の立ち位置（教職関連書籍）



イメージを
育てる



知識を
育てる

4

なぜ、最恐の教職課程事務なのか

5

新聞掲載の教職課程に係る事件一覧

年 月（新聞）	内 容
2003年3月（日経）	S大、ガイダンスで説明ミス 25人が希望の教員免許取れず
2004年3月（日経）	K大教育学部卒業生、大学のミスで免許授与されず
2004年3月（日経）	T大でも28人、教員免許取れず——誤通知で単位不足
2005年3月（読売）	T大で教諭免許履修手引に誤り 女子5人取得できず
2007年1月（読売）	教職課程の申請忘れた！K大、新1年生単位得られず
2007年10月（朝日）	「教職の夢」和解で救済へO大、入学案内ミス謝罪
2011年7月（日経）	教員免許、大学ミス、取得できず、S大の卒業生31人
2011年11月（日経）	49人教員免許取れず、S大が申請ミス
2018年1月（朝日）	R大、教職課程の科目編成でミス 卒業生3人、免許取り消し
2019年5月（日経）	教員免許の取得で単位を不正認定、C大、教授を停職処分

6

教職事務のミスは、大事故につながりやすい

7

最恐の教職課程事務

- 1、履修方法が複雑。**
- 2、免許の種類が圧倒的に多い。**
- 3、授与権者が大学ではない。**
- 4、保護者世代が取れて当たり前だと思っている。**
- 5、事故対応が初動～決着まで教職課程事務担当が担当する場合が多い。**

8

有馬的本書の使い方

教職初心者



第3章 全体のイメージを掴む



第4章 担当業務から読んでみる



第7章 あたりをつける技術を学ぶ



第1・2章 事例読む



9

有馬的本書の使い方

教職経験者



第1～2章 グループ学習

→そこそこ経験があると、気分が悪くなるかもしれない。グループ学習に使うと面白いです。

第3～4・7章 初任者への教授用

→自大学の業務と照らし合わせながらさらっと教職初任者に教えるときなどに活用してください。

第5～6章 トrendを取り入れる

→実地視察の指摘は教職課程の最新動向を探れる良い教材です。

10

第3章 教職課程事務の歩き方

11

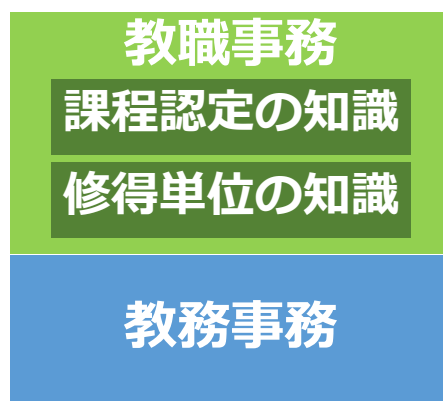
第3章 教職課程の歩き方

教務事務

教職事務

12

第3章 教職課程の歩き方



13

第3章 教職課程の歩き方

初任者の場合、まずは「修得単位の知識」①～⑥の業務をしっかり押さえることが肝心

- | | |
|-------------------|----------|
| ①履修指導 | ⑦変更届 |
| ②既修得単位の認定 | ⑧課程認定申請 |
| ③介護等体験に関わる事務 | ⑨再課程認定申請 |
| ④教育実習に関わる事務 | ⑩自己点検 |
| ⑤証明書作成 | |
| ⑥大学一括申請事務(個人申請含む) | |

修得単位の知識

課程認定の知識
(教職課程開設の知識)

14

第3章 教職課程の歩き方

- ①履修指導
- ②既修得単位の認定
- ③介護等体験に関わる事務
- ④教育実習に関わる事務
- ⑤証明書作成

滞りなく免許を申請できるように
するという気持ちで各業務を取扱
うとミスが減少する

⑥大学一括申請事務(個人申請含む)

①～⑤の業務は、最終的に免許を取らせるためにやっている！

15

第7章 教職課程の学び方

教育職員免許法

教育職員免許法施行規則

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則

大学設置基準

教職課程認定基準

課程認定審査の確認事項

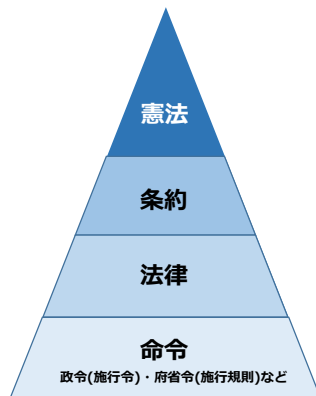
学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準

教育又は研究上の業績及び実績の考え方

質問回答集

16

法令の仕組みを理解する



憲法→国の最高法規。国内のすべての法律は憲法に則る

条約→国家間の合意

法律→国会の議決により定められた規範。

命令→行政機関が法律に則り制定する規範

政令→内閣が制定する命令で法律では定めていない細部を補う事項を定める

府省令→各省の大臣が定める命令で、法律や政令で定められていない細部の事項を定める

法令とは、一般には「法律」（国会が制定する法規範）と「命令」（国の行政機関が制定する法規範）も含む広範囲を示します。

17

法令の仕組みを理解する

普段みなれているこれらは、法令ではありません。

「通達」→行政機関から下部の機関に出す命令や指示。法の解釈や運用する際の方針や留意点が示されていて、文科省等から大学宛てにも通知として出されたりします。

「告示」→国民にとって大事な事項を知らせる場合「告示」として、「〇〇省告示第〇号」などとして官報に掲載されます。学習指導要領など。

「ガイドライン/基準」→ある事柄の判断・評価・審査等を行う場合の尺度や方法を単純化・標準化するために設けられた具体的な指針。

「法的拘束力」はないが・・・影響力は当然あるので、無視はできない。

法令に関する行政の考え方を提示しているから！！

18

法令の仕組みを理解する

法律のルールを知って「探せない」「読めない」を解消する！

昭和二十四年法律第四十七号 教育職員免許法

題名

目次

第一章 総則（第一条～第三条の二）
第二章 免許状（第四条～第九条の二）
第三章 免許状の失効及び取り上げ（第十条～第十四条の二）
第四章 補則（第十五条～第二十条）
第五章 罰則（第二十一条～第二十三条）
附則

目次

第一章 総則

章名

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（定義）

見出し

第二条 この法律において「教育職員」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第三項において「第一条学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。

2 この法律で「免許管理書」とは、免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあってはその者の勤務地の都道府県教育委員会、これらの者以外の者である場合にあってはその者の住所地の都道府県教育委員会をいう。

3 この法律において「所轄庁」とは、大学附置の国立学校（国立大学法人法（平成十五年法律第四十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第六十八條第一項に規定する公立大学法人（以下単に「公立大学法人」という。）を含む。）が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（第一条学校に限る。）の教員にあってはその学校の校長、私立学校（国立及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあっては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあっては指定都市等の知事）をいう。

（免許）

第三条

教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3

項 養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自）

4 義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

5 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

6 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。

（免許状を要しない非常勤の講師）

第三条の二 次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

一 小学校における次条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項

二 中学校における次条第五項第一号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項

三 義務教育学校における前二号に掲げる事項

四 高等学校における次条第五項第二号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項

五 中等教育学校における第二号及び前号に掲げる事項

六 特別支援学校（幼稚園を除く。）における第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに自立教科等の領域の一部に係る事項

七 教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの

法令の仕組みを理解する

第三条第1項（だいさんじょうだいいっこう）

（免許）

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

5 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

6 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。

（免許状を要しない非常勤の講師）

第三条の二 次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

一 小学校における次条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項

二 中学校における次条第五項第一号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項

三 義務教育学校における前二号に掲げる事項

四 高等学校における次条第五項第二号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項

五 中等教育学校における第二号及び前号に掲げる事項

法令の仕組みを理解する

(免許)

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。
- 3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 4 義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 5 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 6 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。

(免許状を要しない非常勤の講師)

第三条の二 次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

- 一 小学校における次条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項
- 二 中学校における次条第五項第一号に掲げる教科及び第十六条の二第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項
- 三 義務教育学校における前二号に掲げる事項
- 四 高等学校における次条第五項第二号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項
- 五 中等教育学校における第二号及び前号に掲げる事項

第三条の二第1項第1号
(だいさんじょうのにだいいっこうだいいちごう)

21

法令の仕組みを理解する

昭和二十四年法律第百四十七号 教育職員免許法

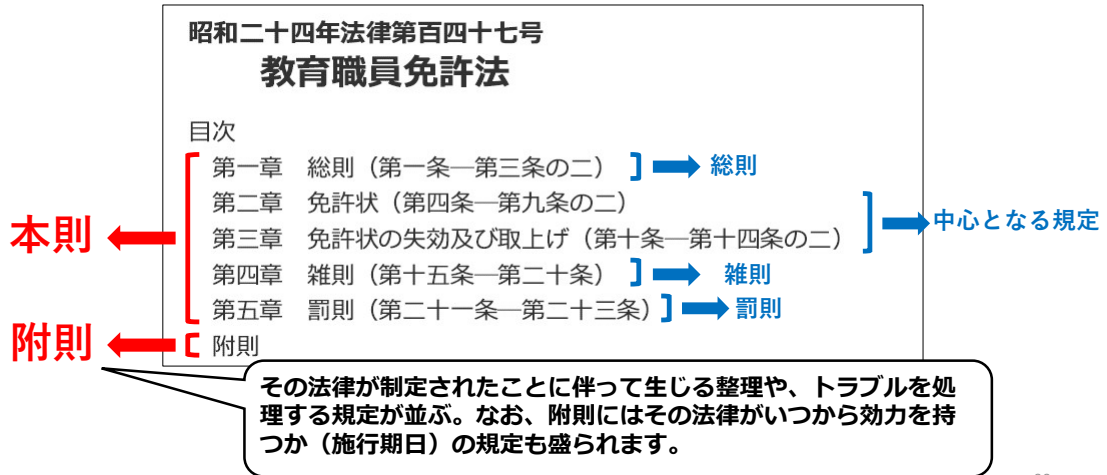
目次

- 第一章 総則（第一条—第三条の二）
 - 第二章 免許状（第四条—第九条の二）
 - 第三章 免許状の失効及び取上げ（第十条—第十四条の二）
 - 第四章 雑則（第十五条—第二十条）
 - 第五章 罰則（第二十一条—第二十三条）
- 本則 ←
- 附則 ←

法律は「本則」と「附則」でできている！

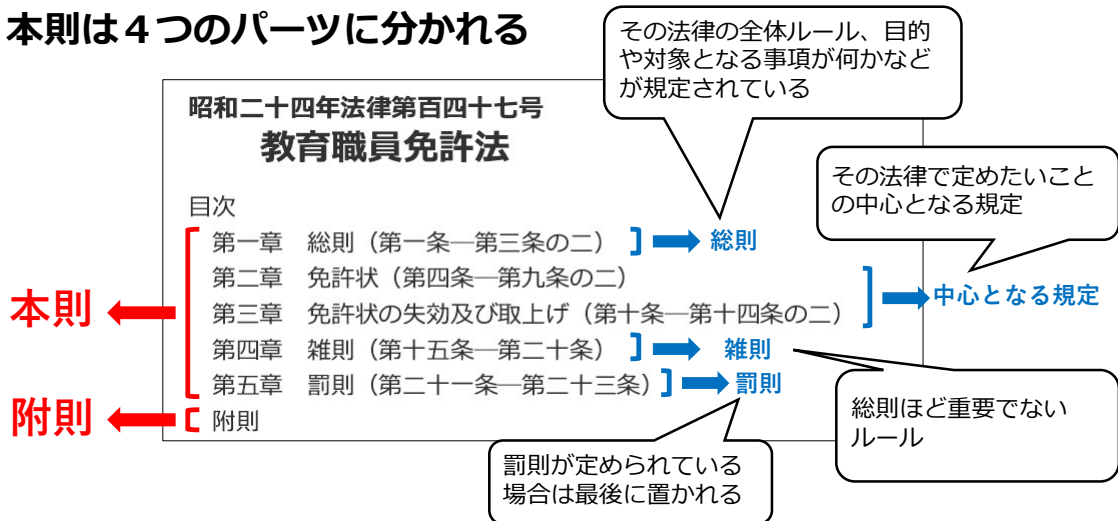
22

法令の仕組みを理解する



法令の仕組みを理解する

本則は4つのパーツに分かれる



おすすめの学び

参議院法制局 法律の[窓]

参議院法制局
Legislative Bureau House of Councillors



法律の[窓]

カテゴリをクリックすると、記事の一覧へジャンプします。

また、各カテゴリ内のテーマをクリックすると、記事が表示されます。

※ このコーナーの記事は、「立法と調査」（参議院事務局企画調整室編集・発行）に「法律のラウンジ」として掲載されたものを中心に、参議院法制局の若手・中堅職員の有志が改めて編集・執筆したものです。記事の内容は、編集・執筆当時のものですので、現在の情報と異なる場合があります。

25

おすすめの学び

条文の読み方を体系的にマスターする



26

最恐は事故（事務ミス）のときだけじゃない

27

有事対応力

2011年3月	東北地方太平洋沖地震
2016年4月	熊本地震
2019年12月	新型コロナウイルス感染症
2024年3月	能登半島地震

28

有事対応力

有事の規模の大きさ、期間が長いほど

が沢山出ます。

を正しく読み、自大学の教育

課程や運営に最適な方法を見極める力が

試されます。

29

有事対応力

- ・ 通知文をいち早く読み、現場に周知
- ・ ネットワークを駆使し、情報収集を行う。
- ・ 知識と自大学の運営状況を照らし合わせ
最適な方法を模索する

30

有馬的本書の使い方

教職経験者



第1～2章 グループ学習

→そこそこ経験があると、気分が悪くなるかもしれません。グループ学習に使うと面白いです。

第3～4・7章 初任者への教授用

→自大学の業務と照らし合わせながらさらっと教職初任者に教えるときなどに活用してください。

第5～6章 トレンドを取り入れる

→実地視察の指摘は教職課程の最新動向を探れる良い教材です。

31

第1～2章 グループ学習

事例1:単位が足りないってばさ（取れて当たり前の教員免許）
～事例を使って多様な問題解決方法を考える～

発覚日 : 9月初旬

発覚方法 : 大学一括申請前の担当職員による単位チェック

履修指導 : 1年に1回合計4回集団指導を実施

該当学生 : 4年生（教職志望）

不足単位 : 日本国憲法（施行規則第66条の6）半期2単位

対応者 : 教職課程事務担当者

32

第1～2章 グループ学習

事例1:単位が足りないってばさ（取れて当たり前の教員免許）
 ～事例を使って多様な問題解決方法を考える～

〔対症療法〕

この事例の通り、学生の履修漏れが発覚した場合
 貴学はどのように対処しますか？

〔原因療法〕

どうすればこの事例は起きなかったと思いますか？
 貴学がすでに行っている対策を教えてください。

33

教職課程の学び方 まとめ

- ・ 教職課程事務全体をイメージする
- ▼
- ・ 各業務の概要を知る/言葉を理解し、使いこなす
- ▼
- ・ 法令と法令以外に必要な知識を深める
- ▼
- ・ 実地視察の指摘事項で動向を探る
- ▼
- ・ 中教審の部会を傍聴して、教職課程の未来に備える

34

おわりに

**「やらない仕事（担当しない仕事）」は沢山あるが、
「知らなくていい仕事」は一つもない。**

